

## 第1回事業承継を中心とする事業活性化に関する検討会議事要旨

日時：平成26年3月31日 13:00～15:00

場所：本館2西8 供用会議室

出席者：品川委員、荒井委員、飯野委員、池田委員代理金子氏、及川委員、大山委員、苧野委員、城所委員、渋谷委員、鈴木弘委員代理佐藤氏、鈴木（康）委員、高井委員、竹本委員、玉越委員、長島委員、西山委員、平川委員、水野委員、宗友委員、幸村委員、吉岡委員、綿貫委員  
（中小企業庁）松永事業環境部長、飯田財務課長、三浦金融課長、大槻経営安定対策室長

### 議題

- ・ 議事の公開等について
- ・ 中小会社に係る事業承継の課題について

### 議事概要

- ・ はじめに事務局から、座長については、品川芳宜筑波大学名誉教授にお願いすること、議事の公開等について資料2のとおり説明し、委員の了承を得た。
- ・ 次に、事務局から、会社の事業承継に係る課題について説明した後自由討議を行った。主な委員の御発言は以下のとおり。

#### 1. 現行の事業承継に係る支援施策の普及について

- ・ 会社、個人事業主問わず、事業承継に係る様々な支援があっても、中小企業の経営者には知られていないところが、事業承継を進めていく上での課題。中小企業の経営者にどう普及させていくか検討が必要。
- ・ 中小企業の経営者への普及という点で、既に引退した先代経営者のハッピーリタイアメントのような事例を紹介してはどうか。
- ・ 事業承継に係る支援を普及させていくためには、中小企業にとって身近な相談先である税理士、金融機関への働きかけが重要ではないか。
- ・ 事業承継に係る支援施策は、いわば公的機関が提供する「商品」「サービス」。この「商品」「サービス」をいかに普及させていくかという点で見ると、公的機関、公的・民間金融機関、士業など様々な「問屋」があるが、個人的には公的金融機関・民間金融機関が一番適しているのではないかと思う。また、普及させていくという点では、検討会で、事業承継に係る支援施策の「質」、訴求対象や方法を検討し、本検討会とは別にプロジェクトチームを立ち上げて議論してはどうか。

## 2. 事業承継における「所有」と「経営」との関係について

- ・ 経営承継円滑化法では、後継者 1 人に株式を集中させる方向であったが、これを今後どう考えていくか、議論が必要なのではないか。
- ・ 株式を分散させると様々な手が打ちにくい。後継者に、自社株式を集中させるべきではないか。
- ・ 株式が分散していると、事業売却という選択肢も選びにくくなる。事業承継時だけでなく、中長期的な視点で考えることが必要ではないか。
- ・ 株式の分散について、種類株の活用という話があるが、中小企業の経営者には浸透していないのが現状ではないか。種類株については全株主の同意が必要なので利用を躊躇しているのではないか。

## 3. 事業承継に係る計画的取組について

- ・ 後継者教育に係る費用の支援については、現経営者の背中を押すという意味で、計画的取組を促す良いインセンティブとなるのではないか。
- ・ 計画的取組は、内輪の話でなかなか触りにくい話。単なるインセンティブではなく、車検のような、強制的なものがないと進まないのではないか。
- ・ 事業承継は、先代経営者の病気などによる突発的なものがあることにも留意すべきではないか。
- ・ 中小企業の経営者に対して、計画的取組の気づきのきっかけを与えるのは、金融機関ではないか。なぜ働きかけがしにくいのか議論を深めるべきではないか。

## 4. 親族外承継など事業承継の多様化に対応した措置について

- ・ 平成 25 年度税制改正で親族外承継が措置されたので、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）の民法特例と乖離が生じており、整理が必要。
- ・ 事業売買（M&A）も議論の対象とすべき。

## 5. 事業承継税制について

- ・ 従業員など親族外承継の場合、後継者の年齢と先代経営者の年齢が近い場合も考えられる。現行の贈与税に係る納税猶予制度（事業承継税制）を利用した場合、後継者から次の世代への引継ぎができないので、この点の税制上の手当を考えるべきではないか。
- ・ 現行の事業承継税制について、農地のように、有期で納税義務の免除とすべきではないか。
- ・ 雇用 8 割維持要件は、地域経済への貢献という視点で見れば、選択的な要件

- として、例えば売上げなども考えられるのではないか。
- ・ 小規模・零細企業は、雇用も減らし、リストラしても、なお売上げが厳しいところもある。小規模・零細企業に対しては一切の要件なし、くらいの思い切った措置が必要ではないか。
  - ・ 課税価格の80%としている納税猶予の対象範囲の拡大を検討すべき。
  - ・ 株式、不動産の保有が大きい場合など事業承継税制の適用から外れる資産管理会社に該当する可能性があるので、何か考える必要があるのではないか。
  - ・ 役員退任要件について代表者退任要件に緩和されたが、この時に支払う退職金は、法人税法上の扱いがどうなるのかが不安要素。
  - ・ 代表者を退任した場合の退職金については、法人税法基本通達では、9-2-32として「役員の方掌変更等の場合の退職給与」についての定めがあり、「経営上主要な地位を占める」という部分の事実認定の問題となるのではないか。
  - ・ 事業承継税制は、政策税制。まず、政策目的である中小企業の事業承継の円滑化、何でも良いというわけではないので、雇用の維持という要件があるが、目的などから見てどういう要件が適切かを考えるべきではないか。
  - ・ 非上場株式の評価について、純資産価額方式と併用方式の間で評価するようなやり方があれば良いのではないか。

## 6. 金融支援等について

- ・ 経営承継円滑化法に基づく金融支援について、実績も少なく、対象範囲を拡充すべきではないか。
- ・ 経営承継円滑化法に基づき公的金融機関が行っている金融支援について、民間金融機関との連携を図るべきではないか。
- ・ 経営者保証ガイドラインについて取組が始まったばかりであるが、個人保証については金融機関が非協力的な部分もあると聞いているので、何か手を打つ必要があるのではないか。
- ・ 経営者保証ガイドラインは、中小企業の経営の透明性を高めて個人保証がなくても資金調達ができるようにという観点もあるのではないか。こうした観点から見て、むしろ金融機関から働きかけをすべきではないか。

## 7. 相談機関等について

- ・ 親族内外問わず、トラブルを避けるための事業承継の契約書のようなもの、標準的なものをガイドラインとして作るべきではないか。
- ・ 日本の相続法制はフランスを参考としているが、フランスは、公証人制度の慣行がある中で、債権、債務、遺言があった場合の遺留分など生前から、公

証人に相談することが一般的で、成立をしているもの。日本では、公証人制度の慣行がないので、中立的な立場で相談を受ける役割を果たす機関が必要ではないか。